

売却可能有価証券の評価差額に関する検討

——包括利益計算の視点より——

松 原 沙 織

A Study on the Available for Sale Securities:
From View Point of Comprehensive Income

Saori Matsubara

Abstract

Currently, various debates are concerned with financial performance. Regarding the background of these debates, there exist valuation differences when particular assets or liabilities are valued at fair value. In other words, items have emerged that can be included in comprehensive income but not net earnings. Comprehensive Income can be defined as the change in net assets during a certain period of time, concerning transactions or events other than direct transactions with shareholders, while the term net earnings is used to refer to performance in a certain period. These two concepts have tended to be discussed from the perspective of recognition.

This paper intends to reconsider available-for-sale securities from recognition (realized, realizable) and investigate the commonality with available-for-sale securities and no basis adjustment applied to forecasted transaction.

It will be shown that recognition (realized, realizable) can't explain available-for-sale securities. Consequently, the commonality with available-for-sale securities and no basis adjustment applied to forecasted transaction are way of thinking not to respect decision-making of management and regard financial instruments as independent items.

I. 問題の所在

今日、財務業績（financial performance）について様々な議論が行われている。これらの背景として、特定の資産または負債を時価評価した際の評価差額の存在が挙げられる。これらの項目は、包括利益（comprehensive income）あるいは純利益（net earnings）いずれの利益概念を前提とするかにより、その性格付けが大きく異なる。包括利益とは、端的に言えば、資本取引（株主に対する利益処分としての配当、増資等）を除く純資産の変動額として¹⁾、一方、純利益は、伝統的な実現主義に基づき確実性および再投資の準備を備えた²⁾ 営業活動から生じる当期の期間業績を示す測定値として用いられている。

これは、特定の資産または負債を時価評価した際の評価差額をどのように認識するかという問題が、いかなる利益を認識するか、すなわち実現概念を守るか否かという重要な課題の1つに帰着するからである。より具体的に述べるならば、主として実現あるいは未実現であるかという点が、純利益あるいは包括利益として計上すべきかのメルクマールとされてきた³⁾。

そして、包括利益を導入しながらも、リサイクリングを求めることで純利益を財務業績として位置づけてきた⁴⁾。リサイクリングとは、端的に言えば、未実現の状態で一度認識され、包括利益へ含められた未実現評価差額を、その実現時に損益計算書上の利益へ再度算入するとともに、利益の二重計上を避けるため、包括利益から当該金額を控除する処理方法である。換言すれば、包括利益を計上しながらも純利益を維持するための手段として位置づけられる⁵⁾。

例えば、純利益には含まれないが包括利益へ含められる要素（以下、その他の包括利益）として売却可能有価証券の評価差額が挙げられる⁶⁾。売却可能有価証券は、売買目的有価証券、満期保有目的債券、子会社及び関連会社株式以外の有価証券を指す。

上述の認識に関する議論は、売却可能有価証券について、期末時点の保有段階で評価差額を直ちに純損益計算へ含めるという考え方と、売却するまでリサイクリングを前提にその他の包括利益へ含めるという考え方の対立である。したがって、包括利益を議論する際は、純利益との対比という点において認識の問題が存在する⁷⁾。

例えば、金融商品という意味で売却可能有価証券の評価差額と類似した性格を有し、その他の包括利益の構成要素へ含められる項目として繰延ヘッジ損益が挙げられる。繰延ヘッジ損益とは、ヘッジ手段として指定されたデリバティブ⁸⁾ を時価で評価し、その評価差額をヘッジ対象（例えば、予定取引（forecasted transaction）⁹⁾）に係る損益が純利益に影響を与える会計期間まで、繰り延べることにより生じる項目である。

具体的には、会計上いまだ認識されていない将来の予定取引に対しヘッジ関係が成立している場合、通常の会計処理を行うと、ヘッジ手段は時価で評価されるが、ヘッジ対象は当該会計期間の認識対象として取扱われないため、ヘッジ手段とヘッジ対象の損益が異なる会計期間で認識され、ヘッジの効果が適切に財務諸表へ反映されない。したがって、繰延ヘッジが必要とされる。

しかしながら、その他の包括利益の構成要素として含められる売却可能有価証券の評価差額と繰延ヘッジ損益との共通性は明確にされていない。このことは、包括利益として計上すべき明確な指標が存在しないという問題に帰着する。

そこで、本稿では、売却可能有価証券の評価差額が、なぜその他の包括利益の1構成要素として含められるのか認識面より検討にした上で、繰延ヘッジ損益の性格と照らし合わせ、これらの項目の共通性を明らかにする。

なお、認識の視点から検討する際は、1つの概念フレームワークの中で包括利益と稼得利益¹⁰⁾を共存させ、収益認識として実現および実現可能を用い、その他の包括利益へ含められるか否かを峻別しているSFAC No.5における実現および実現可能を取りあげることにする。米国は他国に先駆けて制度として包括利益を導入し、売却可能有価証券の評価差額や繰延ヘッジ損益をその他の包括利益へ含めている。したがって、このような意味においても検討する意義があるといえよう。

II. 認識の視点からの検討

SFAC No.5では、認識 (recognition) について、「ある項目を資産、負債、収益、費用またはこれらに類するものとして企業の財務諸表に正式に記録するかまたは記載するプロセスである」(SFAC No.5, par.6, 訳書, 212頁参照。)としている。これは、認識について計算構造を前提とせずに規定していることを意味する。さらに、収益認識基準として基本的認識基準に加え付加的認識基準の二重構造を採用している。具体的には、基礎的認識基準として、財務諸表に認識されるためには、米国財務会計概念書第2号の財務諸表の質的特徴を受け、意思決定有用性の観点から、以下の4項目を認識基準とし、これらを満たすことにより、初めて認識されると規定している (SFAC No.5, par.63, 訳書, 239-240頁参照。)。

① 定義 — 当該項目が財務情報の構成要素の定義を満たす (SFAC No.6「財務諸表の構成要素」)。

② 測定可能性 — 当該項目が十分な信頼性をもって測定できる目的適合的な属性を有す。

③ 目的適合性 — 当該項目に関する情報が利用者の意思決定に影響を及ぼす能力を有す。

④ 信頼性 — 当該項目が表現上忠実、検証可能かつ中立である。

よって、認識はまず、当該項目が財務諸表の構成要素としての定義を満たすかどうかについてテストを行う。そこで十分な信頼性をもって貨幣単位で数量化することができれば、会計上認識される。その際、信頼性と目的適合性とのトレードオフを考慮に入れ測定属性を判断する。ここでは、あくまでも財務諸表の構成要素として記録されるかどうかを決定することが重要視されている。

しかしながら、「稼得利益およびその内訳要素に関する情報は、一会計期間の主たる業績の測定値として重要であると認められているので、稼得利益の内訳要素として認識されるためには、より厳格な指針が必要とされる」(SFAC No.5, par.79, 訳書, 248頁参照。)。つまり、稼得利益の構成要素である収益および利得の認識には、さらに一定の基準が必要であることを明らかにしている(SFAC No.5, par.83, 訳書, 249頁参照。)。そこで、稼得利益へ含められるが包括利益へは含められない線引きとして、以下の2点が規定されている(SFAC No.5, par.83, 訳書, 249頁参照。)

① 実現しているか、実現可能(realizable)であること。

② 稼得されている(earned)。

ここで「実現」とは、製品(財貨または用役)、商品またはその他の資産が現金または貨幣請求権と交換されることを意味する。「実現可能」とは、取得または所有している資産が容易に既知の現金額または現金請求権に転換されることを意味する。「稼得されている」とは、企業が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を事実上果たしたことを意味する。通常、利得については、「稼得過程」を伴わない取引その他の事象により生じるため、「稼得」要件が必要とされない。したがって、利得については、実現および実現可能といった概念が稼得利益へ含められるか否かを識別するための基準となり、基本的認識基準に加えこの基準を満たせば稼得利益へ算入されることとなる。

つまり、米国では、稼得利益の認識基準として伝統的な実現基準のほかに、実現可能基準を用いている点が特徴として挙げられる。特に「実現可能」は、『「容易に転換可能な資産」に適用され、その価値増加を稼得利益として実現基準によるものよりも早期に認識することを可能にする¹¹⁾」ための基準と解釈される。

例えば、SFAC No.5に基づけば、市場性のある有価証券や特定の農産物や貴金属は、それがさほどの努力も要せず信頼できる確定可能な価格でもって売却できるという理由で、容易に実現可能である場合には収益として認識される(SFAC No.5, par.84, 訳書, 251頁参照。)

一方、SFAC No.5に基づけば、売却可能有価証券を時価評価した際に生じる評価差額にかかわる保有利得は、基本的な認識基準は満たすが、実現可能性の要件を満たさないため、稼得利益から排除されその他の包括利益へ含められる。この根拠として売却可能有価証券は、当該価格変動はおそらく一時的なものであり、かつ長期投資として保有されている有価証券で一時的な価格変動は純利益に含めるべきではないといった考えが存在する（SFAC No.5, par.50, 訳書, 234-235頁参照。）。かかる相違は、「実現可能」などが、付加的基準適用の根拠をなす（利益認識に関する）不確実性のレベルの差異に求められることに起因する¹²⁾。

辻山栄子教授は、米国における実現概念の変遷を3段階に分けて説明されている。具体的には、第1期から第2期までは、いわば実現概念の拡張期として捉えられている。その背景として、「一貫して会計上の認識（正規の記録）は実現したものに限るという暗黙の前提が横たわっていた¹³⁾」点が挙げられている。一方、第3期は、「認識と実現は概念上明確に切り離され未実現の利得損失が会計上認識の対象に含められるとともに『実現』は旧来の実現へ回帰していった¹⁴⁾」と捉えられている。すなわち、未実現の利得損失を実現概念の拡張という形ではなく、実現とは分離した形として位置付けている。

そして、この例としてSFAC No.5における包括利益が挙げられる。SFAC No.5では、包括利益を資産と負債の評価に依存した直接的な資本取引を除く持分の変動額として定義しており（SFAC No.5, par.39, 訳書, 230頁参照。）、必ずしも実現を要件としていない。

以上よりSFAC No.5では、実現と認識との分離が如実に示されていた。具体的に述べるならば、SFAC No.5は、「実現」および「実現可能」を採用し、実現概念の拡張を図ると共に、実現が認識の一部であり、稼得利益以外の認識も念頭に置いている。具体的には、包括利益と稼得利益を共存させ、会計上の認識対象の拡大を利益計算へ反映させている。さらに、包括利益の定義からも明らかなように、ストックの変化を第一義的に捉え、その変動額を包括利益として利益計算へ算入しようとする立場が示されている。よって、包括利益には、実現以前にすでに生じている項目が含まれるため、実現はすでに「期間帰属（timing device）¹⁵⁾」としての機能を有さず、収益認識の「早め遅め」といった指標を有するに過ぎないといえる。

以上を踏まえると、SFAC No.5において改めて「実現、実現可能」と呼称する意味が問われてくる。具体的には、SFAC No.5では、売買目的有価証券の認識基準として「実現可能性」を用いているが、売買目的有価証券は、企業の意思で自由に売却することができる貨幣性資産であると考えた場合、それはむしろ「実現」していると捉えることができる。なぜならば、売買目的有価証券は、形式的には市場での売却あるいは反対売買という行為を経なければならないが、追加的な努力を払うことなく、自由に何時でも現金に換えるこ

とができるため、現金と同じ性格を有していると考えられる¹⁶⁾。したがって、売買目的有価証券は、時価で評価され、評価差額が損益として認識される。このような取扱いは、公定価格のある農作物や貴金属と同じである。

一方、売却可能有価証券については、現金あるいはその同等物への転換が容易であると解釈すれば、実現可能要件を満たしていると考えられるが¹⁷⁾、実際には稼得利益には含まれていない。このことは、米国における会計基準では、実現、実現可能といった概念を用いて、稼得利益へ算入するか否かを識別しているが、それには限界があることを意味する。

つまり、「実現可能」な状態であれば全ての金融商品が稼得利益として認識できるわけではなく、実際には「経営者の意思」と関連づけて説明されていると思われる¹⁸⁾¹⁹⁾。例えば、SFAS No.115は、保有目的に応じて有価証券を分類している（SFAS No.115, par.12）。これは、たとえ実現可能であっても、実現する見込みがない場合、稼得利益として計上することはできないことに起因すると考えられる。

以上より、売却可能有価証券については、収益認識の観点から十分に説明できていないことが明らかとなった。すなわち「実現可能」な状態であれば全ての金融商品が稼得利益として認識できるわけではなく、実際には「経営者の意思」と関連づけて説明されていると考えられる。

Ⅲ. 経営者の意思に基づく分類

以下では、売却可能有価証券が、どのような思考に基づき「経営者の意思」と関連付けて説明されるのか明らかにする。

売却可能有価証券は、時価が与えられていることを前提とした場合、保有期間に関わりなくその価値は市場で決定される。そして、その成果の金額が確定しているため時価評価されると考えられる。そこで、最終的に時価評価により求められた評価差額を純利益計算へ算入すべきか否かの峻別は、「経営者の意思が尊重されるべきか否か」が論点となると考えられる。そして、評価差額の処理方法は、以下二通り考えることができる。

第一が、「経営者の意思を尊重すべき」という仮定に立つ場合である。これは、売却可能有価証券について経営者が売るつもりがない、すなわち当分その資金を回収するつもりがないと捉えた場合、次の投資に回すことを説明できない。なぜなら売るつもりがないという経営者の意思を重視するならば、売却可能有価証券は、比較的短期のうちに資金投資にまわすことができるという考えを満たさないためである。したがって、評価差額は純利益計算へ含められず、リサイクリングを前提にその他の包括利益へ含められる。

第二が、「経営者の意思を尊重すべきでない」という仮定に立つ場合である。これは、実際には、売却可能有価証券が市場で売買されることもあり、その資産が市場との関係が切断されているといえない。すなわち、経営者の意思は瞬時に変わることから、それを反映させた会計処理を行うということは、市場に混乱をきたすといった考えに基づく。したがって、期末に保有している売却可能有価証券は、常に再投資されていると捉えることができる。換言すれば、常にいったん資金が回収され継続的にそれを再投資していると考えられる。したがって、この視点に立つ限り、売却可能有価証券は時価評価され、リサイクリングは要求されず、その評価差額は直ちに純損益計算へ含められる。

つまり、売却可能有価証券は、利益の確実性のフィルターを通すため時価評価できると考えられる。しかしながら、その評価差額を純利益計算に算入すべきか否かについては、実現概念のみによる明確な説明は困難であるといわざるをえない。そこで、焦点となるのは、最後のフィルターである「経営者の意思を尊重すべきか否か」の捉え方である。そして、経営者の意思をどのように捉えるかにより、売却可能有価証券の評価差額についてはどちらの捉え方も考えられうる。

以上を踏まえると、リサイクリングを前提にその他の包括利益の1構成要素へ含めるということは、「経営者の意思を尊重する」考え方に立つことにほかならない。より具体的に述べるならば、かかる意思の背景には、売却可能有価証券の典型例とされる持合株式が、長期安定的な関係を維持することを目的として金融機関あるいは取引先との間で相互保有されてきた有価証券であるため、客観的に時価が測定でき確実性が保証されるとしても、売却すれば事業遂行上支障をきたすこととなるため、処分可能性は満たされていないといった思考が存在する²⁰⁾。

一方、直ちに純損益計算へ含めるということは、「経営者の意思を尊重しない」考え方に立つ。かかる思考の背景には、売却可能有価証券は、客観的に時価が測定でき確実性が保証されるとともに、常に資金が回収され再投資を行っていると考えられるため、処分可能性を満たすという思考が存在する。

Ⅳ．売却可能有価証券の評価差額の取扱いが重視する利益計算

以下では、「経営者の意思を尊重する」考え方および「経営者の意思を尊重しない」考え方に立ち、売却可能有価証券の評価差額の取扱いが、いかなる利益計算を指向するのか明らかにする。

今日まで経営者は、自らの意図や判断に基づき会計諸原則および手続を選択し期間損益計算を行い、経営者の意思決定の所産として求められた純利益に情報価値としての有用性

が認められてきた²¹⁾。そして、投資家はこのような市場からは入手できない情報に基づき投資意思決定を行っている。したがって、経営者の意図や判断は、今日まで投資家が投資意思決定を行う上で有用な情報価値を有してきたと考えられる。たしかに、経営者の恣意性が過度に介入する会計基準は問題である。しかしながら、認められた会計諸原則および手続の範囲内であればむしろ有用な情報価値を有すると考えられる。

そこで、「経営者の意思決定を尊重する」思考に立ち、期末に保有する売却可能有価証券について、経営者が売るつもりがない、すなわち当分その資金を回収するつもりがないと捉えた場合、次の投資にまわすことを説明できない。これは、売却するつもりがないという経営者の意思を尊重すること、すなわち経営者の意思や判断が、情報価値として有用であることを背景とする。より具体的には、一定時点における時価の変動を有する売却可能有価証券について、経営者が売却しないという意思決定を行っているということは、比較的短期のうちに資金投資にまわすことができないと捉えることができる。したがって、この視点に立つ限り、売却可能有価証券は、時価評価され、リサイクリングを前提にその他の包括利益へ含められる。これは、経営者の意思の所産である純利益計算を指向していると考えられる。

一方、「経営者の意思を尊重しない」思考に立ち、期末に保有する売却可能有価証券について、経営者の意思は瞬時に変わることから、それを反映させた会計処理を行うということは、市場に混乱をきたすと捉えた場合、次の投資へ回すことを説明できる。これは、売却するつもりがないという経営者の意思を尊重することが、会計数値に恣意性を介入させることを背景とする。より具体的には、一定時点における時価の変動を有する売却可能有価証券について、経営者が売却しないという意思決定を行っているということは、常にいったん資金が回収され継続的にそれを再投資していると捉えることができる。

したがって、この視点に立つ限り、売却可能有価証券は、時価評価され、リサイクリングは要求されず、直ちに純損益計算へ含められる。これは、資産と負債の評価に依存する包括利益計算を指向していると考えられる。そして、このように金融商品について保有目的に応じた相違を損益計算に反映させない、すなわち「経営者の意思を尊重しない」という考えは、まさに IASB における売却可能有価証券の評価に対する考え方と軌を一にする²²⁾。

V. 繰延ヘッジ損益との共通性

以下では、その他の包括利益の構成要素として含められる売却可能有価証券の評価差額と繰延ヘッジ損益の共通性について検討する。

予定取引に対し繰延ヘッジを適用し、その結果生ずる繰延ヘッジ損益の処理方法には、

ベースス・アジャストメントおよびノー・ベースス・アジャストメントが挙げられる²³⁾。両者の相違は、端的に述べるならば、ベースス・アジャストメントは、予定取引に係るヘッジ手段の損益をその他の包括利益（繰延ヘッジ損益）として認識し、資産の取得あるいは負債が発生した時点で、当該資産あるいは負債の帳簿価額へ加減するのに対し、ノー・ベースス・アジャストメントは、予定取引に係るヘッジ手段の損益をその他の包括利益（繰延ヘッジ損益）として認識し、予定取引が純利益へ影響を与える期間に利得あるいは損失へ振り替える点にある。これらの処理方法の相違は、各期間の純利益および包括利益の金額へ直接影響を与える。

日本では、予定取引についてベースス・アジャストメントが用いられているのに対し（金融商品会計に関する実務指針、第170項）²⁴⁾、米国では、予定取引についてノー・ベースス・アジャストメントが用いられている（SFAS No.133, pars.29）²⁵⁾。これらの基準は、ヘッジ対象を予定取引とした場合に繰延ヘッジを適用するという点で共通性を有する。

ベースス・アジャストメントの考え方を説明する際には、日本を例に、一方ノー・ベースス・アジャストメントの考え方を説明する際には、従来より、制度として包括利益を導入した上で、予定取引に対して繰延ヘッジを適用し、その結果生ずる繰延ヘッジ損益の処理方法について、ノー・ベースス・アジャストメントを適用している米国を例に取り上げる²⁶⁾。

そこで、予定取引について繰延ヘッジを適用した場合のベースス・アジャストメントおよびノー・ベースス・アジャストメントを前提に、それぞれの処理方法がいかなる利益計算に関連付けて説明されるのか、これらの結びつきについて検討した²⁷⁾。なお、これらの検討の際には、問題の本質を明らかにするため、処理方法の相違が端的に財務諸表へ示される予定取引（資産購入取引でかつ約条取引に限定）に係るキャッシュ・フローの変動に対するリスクをデリバティブでヘッジする場合に限定して議論を進めている。

ノー・ベースス・アジャストメントに基づき、繰延ヘッジ損益をヘッジ利得と相殺する処理方法は、上述の資産が売却された時点で、繰延ヘッジ損益をヘッジ利得へ振り替えるため、結果として損益へ影響を与えない。同様に、ヘッジ会計を行わず、ヘッジ手段を時価で評価し、時価の変動額を直ちに損益へ反映させるならば、ヘッジ対象に関する損益とヘッジ手段に関する損益が直ちに損益計算へ含められる。このことは、ノー・ベースス・アジャストメントに基づく場合に損益へ与える影響が、ヘッジ会計を行わない場合に損益へ与える影響と同じであることを含意している。換言すれば、ノー・ベースス・アジャストメントは、ヘッジ会計を行わない場合と各期間の包括利益へ与える影響が同じである。よって、包括利益計算は、ヘッジの効果を反映しない、すなわちヘッジ会計算を無視した計算体系として位置づけられる。

一方、ベーク・アジャストメントは、商品の購入時点に、繰延ヘッジ損益を商品へ振り替えるため、期間包括利益の金額へ影響を与える。換言すれば、ベーク・アジャストメントに基づき、繰延ヘッジ損益を資産へ振り替えた場合、それに伴う利得損失が計上されないため損あるいは得をしたかの状態となる。このことは、ノー・ベーク・アジャストメントと異なる期間包括利益を導くことを意味する。同時に、ベーク・アジャストメントに基づけば、商品購入時に繰延ヘッジ損益が商品の取得原価へ修正され、商品は、以後の損益計算にあたり、売上高が生じた際に収入の配分（収益）と支出の配分（費用）という形で対応させられ純利益が導かれる。

例えば、投下資本の回収余剰計算を前提とするならば、実物資産を独立当事者間の売買により購入した場合、その資産の取得原価は、実際に支出した金額を資産の取得原価とする方法が用いられてきた²⁸⁾。このような考え方に基づく場合、資産の取得にあたり発生する費用のうち、当該資産の運用により稼得されるであろう収益によって回収を期待されている部分は、資産の帳簿価額に加減されることとなる。従来より、支払対価に基づく取得原価評価を基軸とした投下資本の回収余剰計算は、純利益計算を念頭に置いた考え方として理解される。

そして、このような支払対価に基づく取得原価評価の捉まえ方は、ベーク・アジャストメントに基づき、繰延ヘッジ損益を資産の帳簿価額へ修正する考え方と同様である²⁹⁾。

そこで、単純にヘッジ会計を否定するのであるならば、ヘッジ会計を行わない処理方法に基づいたとしても各期間の包括利益へ与える影響は変わらない。それにもかかわらずノー・ベーク・アジャストメントが肯定されるのは、純利益計算のみを念頭においたベーク・アジャストメントの場合と同様の純利益を計算表示するためである。このことは、ノー・ベーク・アジャストメントが、上述の包括利益計算の枠組みにおいて純利益計算を念頭においた投下資本の回収余剰計算を行っていることを意味する。換言すれば、ノー・ベーク・アジャストメントを適用するということは、米国において稼得利益が重視されている証左といえよう³⁰⁾。

すなわち、米国では稼得利益を重視しているがゆえに、結果として、ヘッジの効果が期間包括利益へ影響を与えないにもかかわらず、ノー・ベーク・アジャストメントが肯定されているということになる。このことは、同時に繰延ヘッジ損益が、包括利益計算のみを前提とした場合に発生する項目ではなく、純利益を前提とした場合に生じる項目であることを意味する。

以上を踏まえるならば、包括利益計算の背景には、ヘッジという特殊な経済行為を特殊なものみなさない、すなわち個々の金融商品に関しては、すべからくその評価差額を直ちに損益計算へ反映させるという思考が存在すると考えられる。具体的には、金融商品の

評価差額については、金融商品がいかなる根拠に基づき存在するのかという保有目的に関わらせしめず、一貫して損益計算へ含めるといった思考である。

そして、ヘッジという特殊な経済行為を特殊なものとみなさない思考および有価証券を保有目的に関連付けずに評価を行う背景には、「経営者の意思を尊重しない思考」および「金融商品それ自身を独立した項目として捉まえる思考」が存在すると考えられる。このような意味において繰延ヘッジ損益と売却可能有価証券の評価差額は共通性を有するといえる。

VI. 結論

本稿では、売却可能有価証券の評価差額について認識面に焦点をあて、なぜ売却可能有価証券の評価差額がその他の包括利益の1構成要素として含められるのか明らかにした上で、繰延ヘッジ損益との共通性を検討した。

考察の結果、売却可能有価証券は、実現あるいは実現可能をもって説明できないことが確認された。例えば、売却可能有価証券が売買目的有価証券と同様に金融資産である点に鑑みれば、本来時価評価され、その結果生じる評価差額は、直ちに損益計算へ含められる性格を有するが、最終的には「経営者の意思」と関連付けて説明することができる。

具体的には、「経営者の意思を尊重する」思考に立てば、売却可能有価証券は、当分その資金を回収することができないと捉えられることから、その評価差額は、リサイクリングを前提にその他の包括利益へ含められる。このように、「経営者の意思を尊重すべきとする」立場に立ち、売却可能有価証券の評価差額を純利益へ含めないとする考え方は、「経営者の意思決定の所産」である純利益を指向することが確認された。

一方、「経営者の意思を尊重しない」思考に立てば、売却可能有価証券は、常に再投資を行っているとして捉えられることから、その評価差額は、リサイクリングは求められず直ちに純損益計算へ含められる。これは、金融商品の評価差額については、金融商品がいかなる根拠に基づき存在するのかという保有目的に関わらせしめず、一貫して損益計算へ含めるといった思考である。このように、「経営者の意思を尊重しない」思考に立ち、売却可能有価証券の評価差額を純損益計算へ含める考え方は、「資産と負債の評価に依存する」包括利益を指向することが確認された。

さらに売却可能有価証券の評価差額と繰延ヘッジ損益との共通性について検討した。繰延ヘッジ損益の処理方法の1つであるノー・ベシス・アジャストメントは、包括利益計算の枠組みにおいて純利益計算を念頭に置いた処理方法として位置付けられた。例えば、ノー・ベシス・アジャストメントに基づけば、投下資本の回収余剰計算に基づく純利益

計算のみを念頭においたベース・アジャストメントの場合と同様の期間純利益を計算表示する。

また、ノー・ベース・アジャストメントに基づけば、ヘッジ会計を行わず、ヘッジ手段を時価で評価し、時価の変動額を直ちに損益へ反映させることにより、ヘッジ対象に関する損益とヘッジ手段に関する損益が直ちに損益計算へ含められる方法と同様の期間包括利益を計算表示する。

よって、包括利益計算の本質の一端として、ヘッジ会計を否定した利益概念であることが導かれた。これは、上述の金融商品の評価差額について、その保有目的に関係なく、一貫して損益計算へ含めるという思考と同様である。そして、金融商品について保有目的に応じた相違を損益計算に反映させないという考えは、まさに IASB における売却可能有価証券の評価に対する考え方と軌を一にする。

このようにヘッジという特殊な経済行為を特殊なものとみなさない思考、および有価証券を保有目的に関連付けずに評価する思考の背景には、「経営者の意思を尊重しない思考」および「金融商品それ自身を独立した項目として捉まえる思考」が存在すると考えられる。このような意味において売却可能有価証券の評価差額と繰延ヘッジ損益は共通性を有するといえよう。

註

1) 米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board: 以下, FASB) による概念フレームワークプロジェクトにおいてはじめて包括利益概念が定義されたのは、1980 年に公表された米国財務会計概念書第 3 号「*Elements of Financial Statements of Business Enterprises*: 営利企業の財務諸表の構成要素」(1985年に米国財務会計概念書第 6 号「*Elements of Financial Statements*: 財務諸表の構成要素」に改訂 (以下, SFAC No.6)) である。

SFAC No.6において包括利益は、資産と負債の定義に依拠させられ、両者の差額としての持分の構成要素として定義されている (SFAC No.6, par.70, 訳書, 320頁参照。)。よって、包括利益は、直接的な資本取引を除く、一会計期間における資産および負債の純額としての増減額として位置づけられる。

米国では、1980年代より、直接的な資本取引でないにも関わらず、損益計算を通さず持分を増減させる項目が増加したことに伴い、FASB より1997年6月に米国財務会計基準書第130号「*Reporting Comprehensive Income*: 包括利益の報告」が公表され、制度として包括利益が導入された。

2) 実現とは、一般に「利益の確実性」および「再投資の準備」を備えた概念であることから、本稿ではこのような意味で用いることとする。

森田哲彌「企業会計原則における収益 (利益) 認識基準の検討－実現主義の視点から」『企業会計』第42巻 第1号 (1990年1月), 19-20頁参照。

3) 以下の文献では、その他の包括利益の共通性の1つとしてボラティリティを挙げられている。

佐藤信彦「包括利益（その他の包括利益）の構成要素」包括利益研究委員会『包括利益を巡る論点』1998年、155-156頁参照。

4) リサイクリングに関しては、以下の文献等を参照されたい。

田中建二「数理計算上の差異とリサイクリング」『経済集志』第81巻第3号（2011年10月）、27-38頁参照。

山田康裕『財務業績報告の基礎概念』滋賀大学経済学部、2007年、115-144頁参照。

5) 同様の見解として、以下の文献が挙げられる。

辻山栄子「時価会計をめぐる2つの潮流」『武蔵大学論集』第47巻第3号（2000年3月）、633頁。

6) FASBより1993年に米国財務会計基準書第115号「*Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*：負債および持分証券に対する特定投資のための会計」（以下、SFAS No.115）が公表された。

SFAS No.115では、金融資産を保有目的に応じて、満期保有目的債券（held-to-maturity securities）、売買目的有価証券（trading securities）、売却可能有価証券（available-for-sale securities）の3種に分類している（SFAS No.115, par.12）。そして、売却可能有価証券を時価評価した際に生じる評価差額は、実現（売却）するまで持分へ独立項目として計上することを規定している（SFAS No.115, par.13）。

売却可能有価証券の評価差額を持分として認識し、稼得利益へ含めない根拠について、持分へ含めることで、損益計算書の稼得利益に与える変動性を回避できる点を挙げている（SFAS No.115, pars.93-95）。

日本では、1999（平成11）年に「金融商品に係る会計基準」が公表され（2006（平成18）年に企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に改定（最終改訂2008（平成20）年）（以下、金融商品会計基準））された。

金融商品会計基準では、有価証券を保有目的別に依りて、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する売買目的有価証券、満期まで所有する意図を持って保有する債券である満期保有債券、子会社及び関連会社株、上記以外の有価証券であるその他有価証券（売却可能有価証券－筆者挿入）の4種に区分している（金融商品会計基準、第15項－第18項）。

その他有価証券（売却可能有価証券－筆者挿入）の評価差額に関しては、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方式により処理することとしている。（1）評価差額の合計額を純資産の部に計上する。（2）時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する（金融商品会計基準、第18項）。

そして、その他有価証券（売却可能有価証券－筆者挿入）の評価差額について純資産へ直入する根拠について、事業遂行上等の必要性から直ちに売買・換金を行うことは制約を伴う要素がある点を挙げている（金融商品会計基準、第77項）。

一方、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）より2009年に公表された国際財務報告基準第9号「*Financial Instruments*：金融商品」（以下、IFRS No.9）では、有価証券の分類方法をこれまでの保有目的による区分から「償却原価で

測定するもの」と「公正価値で測定するもの」に区分する方法に変更がなされている。そして、公正価値に基づき評価した際の売却可能有価証券の評価差額についてはリサイクリングを求めている（IFRS No.9, 5.4.4, B5.12）。

- 7) 包括利益概念の帰属問題（連結基礎概念との関係）に関する議論は、以下の文献等を参照されたい。

石山宏「『包括利益計算書の表示に関する会計基準』にかかる論点－基礎概念との整合性の視点より－」『産業経理』第7巻 第1号（2011年4月），76-88頁参照。

梅原秀継「IFRSにおける連結業績－包括利益および経済的単一体説の導入をめぐる－」『税経通信』第65巻第4号（2010年4月），53-64頁参照。

田中建二「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』683巻（2012年6月），65-70頁参照。

松原沙織「包括利益概念の帰属問題に関する検討」『産業経理』第65巻 第4号（2006年1月），125-134頁参照。

- 8) 投機目的のデリバティブは、短期的な価格変動により利益を得ようとするものであり、反対売買や差金決済によって、決済しようと思えばいつでも（比較的）客観的な価格で決済できるため、原則として時価評価され、その評価差額は純利益へ含められる。

森田哲彌，前掲論文，18-24頁参照。

- 9) 予定取引とは、端的に述べるならば履行に係る権利や義務が生じていない取引をいう。

- 10) 米国では、純利益と類似する概念として稼得利益を採用している。純利益には稼得利益を構成しない要素として、当期に認識されたある種の過年度修正が包含される（SFAC No.5, par.34, 訳書，226-227頁参照）。ただし、本稿の検討において過年度修正を考慮する必要がないため、議論を明確化するために過年度修正はないものとして議論していく。よって、本稿において稼得利益と純利益は同じ金額である。

- 11) 森川八洲男「英米における利益認識原則の展開方向－『概念的枠組みの比較を通して』」『会計』第150巻 第5号（1996年11月），8頁参照。

- 12) 森川八洲男，前掲論文，7頁参照。

- 13) 辻山栄子「時価情報の展開と包括利益」『COFRI ジャーナル』第21巻 第12号（1995年12月），83頁。

- 14) 辻山栄子，前掲論文，83頁。

- 15) Windal, F.W., "The Accounting Concept of Realization," *The Accounting Review*, Vol.36 No.2 (April 1961), p.251.

- 16) 森田哲彌，前掲論文，19-20頁参照。

有価証券について「現金－有価証券－現金という取引は、決して資本が自由選択性資金－拘束－自由選択性資金という過程を辿っているのではなく、有価証券自体が自由選択性資金の状態にあるのである。」と指摘されている。

森田哲彌，前掲論文，22頁。

- 17) 辻山栄子，前掲論文，87頁参照。

- 18) 辻山栄子，前掲論文，90頁参照。

森川八洲男，前掲論文，20頁参照。

- 19) 以下の文献では、売却可能有価証券を非貨幣性資産の立場より主張されている。

井上良二「有価証券評価損益の会計処理について－醍醐教授によるコメントへのレスポ

サー」『會計』第14巻 第2号（1993年8月），153-168頁参照。

加古宜士「短期投資に係る保有損益の会計的測定と開示」『企業会計』第42巻 第12号（1990年12月），46-47頁参照。

- 20) 角ヶ谷典幸「金融商品会計論」新田忠誓編著『財務会計論簿記入入門』白桃書房，2004年，181-182頁参照。

- 21) 以下の文献では，実証研究の結果，包括利益に対する純利益の質の高さを指摘されている。

若林公美『包括利益の実証研究』中央経済社，2009年。

- 22) 2008年にIASBより公表されたディスカッションペーパー「*Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*: 金融商品の報告に関する複雑性の低減」（以下，DP）では，長期的な目標として，すべての金融商品を単一の方法で測定することを提案している（DP, IN8）。そして，長期的な目標の中間的解決策として売却可能有価証券の分類を削除し，公正価値で評価することを提案している。これにより，リサイクリングの必要性がなくなる（IASB DP, 2.12）。

さらにIFRS No.9では，持分金融商品について，公正価値に基づき評価した上で，その他の包括利益として認識し，リサイクリングすることを禁止している（IFRS No.9, 5.4.4, B5.12）。

- 23) 1998年にFASBより，米国財務会計基準書第133号「*Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*: デリバティブおよびヘッジ活動に関する会計」（以下，SFAS No.133）が公表された。

SFAS No.133では，上述の処理方法を *basis adjustment* と呼称している（SFAS No.133, par.376）。よって，本稿では「ベースス・アジャストメント」という用語を用いる。一方，ベースス・アジャストメントと対比される処理方法に関しては，一般に定着していると思われる「ノー・ベースス・アジャストメント」という用語を用いる。

以下の文献においても「ベースス・アジャストメント」および「ノー・ベースス・アジャストメント」という用語が用いられている。

田口聡志「繰延ヘッジ損益」石川鉄郎，北村敬子編著『資本会計の課題』中央経済社，2008年，219-239頁参照。

西谷順平「デリバティブとヘッジの会計」醍醐聡編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社，1999年，283-297頁参照。

- 24) ヘッジ会計の取扱いに関して金融商品会計基準では，ベースス・アジャストメントと同様の考え方を採用している（金融商品会計基準，第32項）。

繰延ヘッジ損益の表示は，2010（平成22）年に企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2013（平成25）年に最終改定）（以下，包括利益の表示会計基準）に伴い，その他の包括利益の1構成要素の1要素とされた（包括利益の表示会計基準，第7項）。

- 25) 国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee：以下，IASC）より1999年に国際会計基準第39号「*Financial Instruments : Recognition and Measurement*：金融商品：認識および測定」（以下，IAS No.39）が公表されている。

IAS No.39では，予定取引が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合，ノー・ベースス・アジャストメントあるいはベースス・アジャストメントの選択適用が認められている。（IAS No.39, par.98, 訳書 p.1769参照）。そして，ベースス・アジャスト

メントが認められる根拠を、主として実務上の便宜性に求めている（IAS No.39, BC.164, 訳書 p.1878参照）。

IASB より公表された DP では、ヘッジ会計の簡素化の可能性の 1 つとして、ヘッジ会計を全廃する案も示している（DP, 2.32）。具体的には、現行の公正価値ヘッジの会計処理を置き換える方法として 3 つの案を提案している（DP, 2.35）。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理に関しては、代替案がないとしている（DP, 2.34）。

26) SFAS No.133では、期間包括利益を歪める点（distorted reported periodic comprehensive income）を根拠に包括利益計算の立場より、上述のベシス・アジャストメントを否定した上でノー・ベシス・アジャストメントを肯定している（SFAS No.133.par.376, 377）。

27) ベシス・アジャストメントとノー・ベシス・アジャストメントについて数値例を用いた検討の詳細は下記の文献に基づいている。

松原沙織「繰延ヘッジ損益の処理方法に関する検討－包括利益計算の視点より」『文明』第 14号（2009年），49-60頁参照。

28) 同様の見解として以下の文献が挙げられる。

企業会計審議会『企業会計原則』1949年，第三の 5。

中村忠『現代会計学<九訂版>』白桃書房，2005年，68頁参照。

29) 同様の見解として以下の文献が挙げられる。

田中建二「ヘッジ会計の論点」『税経セミナー』第45巻第 6 号（2000年 4 月），8 頁参照。

田中建二「ヘッジ会計の比較分析」『産業経営』第22巻（2000年 3 月），80頁参照。

西谷順平，前掲書，290頁参照。

30) SFAS No.133では、米国において、実務上稼得利益が重視されている（SFAS No.133, par.359），予定取引が稼得利益に影響を与えるまでヘッジ手段に係る損益を、稼得利益へ振り替えない点を指摘している。

参考文献

FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.3, *Elements of Financial Statements of Business Enterprises*, December 1980.

FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984.

（訳書）平松一夫，広瀬義州共訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社，2002年。

FASB, Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*, December 1985.

（訳書）平松一夫，広瀬義州共訳『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社，2002年。

FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.115, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, May 1993.

FASB, Statement of Financial Accounting Accounting Standards No.130, *Reporting Comprehensive Income*, June 1997.

FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.133, *Accounting for Derivative instruments and Hedging Activities*, June 1998.

IASB, Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, September

- 2008.
- IASB, International Financial Reporting Standard 9, *Financial Instruments*, November 2009.
- IASB, International Accounting Standard No.1, *Presentation of Financial Statements*, June 2011
- IAS, International Accounting Standard No.39, *Financial Instruments : Recognition and Measurement*, March 1999.
- (訳書) 企業会計基準委員会訳監修『国際会計基準書 (IFRSsTM)』レクシスネクシス・ジャパン, 2008年。
- Windal, F. W., "The Accounting Concept of Realization," *The Accounting Review*, Vol.36 No.2 (April 1961), pp.249-258.
- 井上良二「有価証券評価損益の会計処理について－醍醐聡教授によるコメントへのレスポンス－」『曾計』第144巻 第2号 (1993年8月), 153-168頁。
- 石山宏「「包括利益計算書の表示に関する会計基準」にかかる論点－基礎概念との整合性の視点より－」『産業経理』第71巻 第1号 (2011年4月), 76-88頁。
- 梅原秀継「IFRSにおける連結業績－包括利益および経済的単一体説の導入をめぐる－」『税経通信』第65巻 第4号 (2010年4月), 53-64頁。
- 加古宜士「短期投資に係る保有損益の会計的測定と開示」『企業会計』第142巻 第12号 (1990年12月), 42-49頁。
- 企業会計基準委員会・企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』2005年7月9日 (最終改訂2013年9月13日)。
- 企業会計基準委員会・企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』2008年3月10日。
- 企業会計基準委員会・企業会計基準第25号『包括利益に関する会計基準』2010年6月30日 (最終改訂2013年9月13日)。
- 企業会計審議会『企業会計原則』1949年7月9日 (最終改訂1982年4月20日)。
- 佐藤信彦「包括利益 (その他の包括利益) の構成要素」包括利益研究委員会『包括利益を巡る論点』企業財務制度研究会, 1998年。
- 田口聡志「繰延ヘッジ損益」石川鉄郎, 北村敬子編著『資本金の課題』中央経済社, 2008年。
- 田中建二「ヘッジ会計の論点」『税経セミナー』第45巻 第6号 (2000年4月), 4-10頁。
- 田中建二「ヘッジ会計の比較分析」『産業経営』第22巻 (2000年3月), 73-81頁。
- 田中建二「数理計算上の差異とリサイクリング」『経済集志』第81巻 第3号 (2011年10月), 27-38頁。
- 田中建二「包括利益表示基準の批判的検討」『会計・監査ジャーナル』683巻 (2012年6月), 65-70頁。
- 辻山栄子「時価情報の展開と包括利益」『COFRI ジャーナル』第21巻 12号 (1995年12月), 82-92頁。
- 辻山栄子「時価会計をめぐる2つの潮流」『武蔵大学論集』第47巻 第3号 (2000年3月), 623-647頁。
- 角ヶ谷典幸「金融商品会計論」新田忠誓編著『財務会計論簿記入入門』白桃書房, 2004年。
- 中村忠『現代会計学<九訂版>』白桃書房, 2005年。
- 西谷順平「デリバティブとヘッジの会計」醍醐聡編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社, 1999年。

日本公認会計士協会会計制度委員会報告・第14号『金融商品会計に関する実務指針』2000年1月31日（最終改訂2011年3月29日）。

松原沙織「包括利益概念の帰属問題に関する検討」『産業経理』第65巻第4号（2006年1月），125-134頁。

松原沙織「繰延ヘッジ損益の処理方法に関する検討－包括利益計算の視点より」『文明』第14号（2009年），49-60頁。

森川八洲男「英米における利益認識原則の展開方向－『概念的枠組みの比較を通して』－」『曾計』第150巻第5号（1996年11月），1-19頁。

森田哲彌「企業会計原則における収益（利益）認識基準の検討－実現主義の視点から」『企業会計』第42巻第1号（1990年1月），18-24頁。

山田康裕『財務業績報告の基礎概念』滋賀大学経済学部，2007年。

若林公美『包括利益の実証研究』中央経済社，2009年。